

令和6年第1回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和6年2月5日（月曜日） 午前11時00分開議

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	総 務 課 長	早坂紀美江
企 画 財 政 課 長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	佐野 克彦
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
参 事 兼 指 導 主 事	福田 美穂	会 計 管 理 者	亀谷 明美
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

次長 小原昭子 書記 残間 頼

議事日程（第1号）

令和6年2月5日（月曜日）午前11時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 2 号 令和 5 年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化設備更新工事の
請負契約について

第 5 議案第 3 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について

第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について
〔損害賠償の額を定め、和解することについて〕

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 11 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますのでこれより
令和 6 年第 1 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番佐野英俊君、6 番赤間しづ
江さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしま
した。

ここで村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 改めましておはようございます。

本日ここに令和6年第1回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、公私ともご多用にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ここに召集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。新しい年、辰年が良い年になるようにと願い迎えた元旦ではありましたが、午後4時6分に発生した能登半島地震は、北陸地方に甚大な被害をもたらし、亡くなられた方々には、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことを受け、各種行事がコロナ禍以前の規模で開催されており、5日には村新年会が4年ぶりの開催となり、7日には黒川地域交通安全協会大衡支部主催の交通安全祈願祭及び村消防団出初式についても議員の皆様をはじめ、多くの方々にご出席をいただき開催されております。また、同日には20歳を祝う会を平林会館で開催しており、令和4年度から民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられましたが、村では20歳を迎えられた方々をあえて成人、新成人として祝意を表させていただきます。厳粛な式典の中、当日出席された43名の新成人の方々にとりましては、記念すべき日になったものと思われま。今後それぞれの分野でのさらなる活躍をご期待申し上げます。

以上、挨拶を申し上げましたが本臨時議会に提案いたしました案件は4件であります。

議案第1号は、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正するもので、産前産後期間の保険税の免除規定を追加するものであります。

第2号は、令和5年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化施設更新工事の請負契約についてであります。

第3号は、令和5年度一般会計予算に2,171万5,000を追加するもので、歳入は、国庫支出金の増額、歳出は民生費の増額、予備費の減額を行うものであります。

報告第1号は専決処分の報告で、損害賠償額を定め和解することについて報告するものであります。

以上、議案3件、報告1件、合わせて4件をご提案いたしますので、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます、召集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第1号、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠淳君） おはようございます。

議案の説明に入る前に議案書及び新旧対照表について誤りがございましたので訂正をお願い申し上げたいと思います。お配りしております。正誤表により訂正方よろしくお願い申し上げます。議案書、新旧対照表それぞれ3ヶ所の条番号の動きがございましたので訂正方お願い申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

それでは議案の説明に入らせていただきます。説明につきましては新旧対照表により行いますので1ページをお願いいたします。

まず、今回の改正理由でございますが、子育て世帯の経済的負担の軽減及び少子化対策を図るために全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律並びに地方税法との一部改正に伴い所用の改正をするものでございます。

改正内容といたしましては、出産される国保被保険者にかかる産前産後期間の国保税の所得割額と均等割額を免除するもので、単体の場合は4ヶ月間、多胎の場合は母体への影響が大きいことを考慮し6ヶ月間の減額をするものでございます。改正条文ごとにご説明をいたします。国民健康保険税の減額の第23条に第3項を追加いたしまして年間の国保税の1/12の額に単胎の場合は出産予定の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月間、多胎の場合は出産予定日の3ヶ月前から出産予定月の翌々月までの6ヶ月間を乗じて得た額を減額するものでございます。

第1号は医療分ですが、これにかかる所得割額にかかるもの、次のページをお願いいたします。第2号は同じく均等割額にかかるもの、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額にかかるもの、第4号が同じく均等割額にかかるもの、第5号が介護保険金課税額の所得割額にかかるもの、次のページをお願いいたします。第6号が同じく均等割額にかかるものの規定となつてございます。出産被保険者にかかる届出にかかる内容といたしまして、第24条の3を追加いたしまして第1項が届出の記載項目に関する事

項、届出については、任意の様式で対応いたします。第2項が届出にかかる添付する書類に関する内容でございますが、こちらは母子健康手帳を考えてございます。

次のページをお願いいたします。第3項が届出の提出開始時期を出産予定日の6ヶ月前からとするものでございます。第4項は届出に関する内容につきまして村で確認できる場合については届出を省略できる旨を規定するものでございます。

議案書4ページをお願いいたします。附則についてです。施行期日は、公布の日からとし、令和6年1月1日から適用するものです。適用区分といたしまして、改正後の条例は令和5年度分の国保税のうち令和6年1月以後の期間にかかるものと、令和6年度以後の年度について適用し、令和5年12月以前の期間にかかるものと令和4年度分までは従前の例によるものでございます。現在、当課で把握しております被保険者の方、出産予定の方3月に出産予定の方1名いらっしゃいます。今回の所得割額均等割額の免除については所得制限等はございません。また、所得の軽減で7割、5割、2割それぞれ軽減されている方については、その軽減後を基礎にして該当する方については免除減額するというところでございます。また、免除にかかる費用でございますが、公費負担となりまして負担割合は国が1/2、県が1/4、そして村が1/4ということで財政補填をすることとなりまして、村負担分につきましては交付税措置がされる予定となっております。またその出産される被保険者の方の確認、把握につきましては出生届出担当の住民生活課、あるいは母子手帳交付等の子育て支援担当の子育て支援室と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 確認の意味でちょっと、今まで今課長の説明だと現在、あるいは少し前までのものも対象になると言ったことをお話になったと思います。それらの方については税務課の方から連絡をやるんでしょうか。それとも国保の方とかで担当の方から連絡やるのかという点1つと、それから最後におっしゃられた母子健康手帳なりの交付なりの時に担当課でこういった制度がありますよと、そしてそれを税務課に申請しなきゃいけないのかといった意味で2点お伺いします。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠淳君） まず1点目でございますが、母子健康手帳担当している子育て支援室と十分連携を諮りながら行ってまいりたいというふうに思っております。また届出の関

係でございますが、改正の中にもありますが税務課と子育て支援室そちらと十分連携を図って確認できる場合は届出が省略できるというような形で対応も可能とさせていただくところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 説明の中で出産被保険者数、年度内 1 人だけという国保、関連して参考に伺うんですけれども母子健康手帳交付の状況からして年度内、本村においての出産予定人数だけ参考に伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 今年度 3 月までの出生の予定でございますが、2 月に 1 名、3 月に 1 名、合計 2 名となっております。失礼いたしました。今年度は今のところの 27 名の予定となっております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 2 号 令和 5 年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化設備更新工事の
請負契約について

議長（高橋浩之君） 日程第 4、議案第 2 号、令和 5 年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化設備更新工事の請負契約についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。それでは議案書 5 ページをご覧くださいと思います。議案第 2 号、令和 5 年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化設備更新工事の請負契約についてです。令和 6 年 1 月 25 日、条件付き一般競争入札に付した令和 5 年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化設備更新工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。1 契約の目的、令和5年度大瓜地区テレビ共同受信施設光化設備更新工事、契約の方法です、条件付き一般競争入札で総合評価落札方式でございます。契約の金額 66,880,000 円、契約の相手方、仙台市青葉区本町1丁目11番11号株式会社NHKテクノロジー仙台総支社総支社長、鈴木勝浩でございます。今回の工事につきましては、令和5年12月12日に公告し、令和6年1月25日入札を執行しております。令和6年1月30日に工事請負契約の仮契約を締結しております。入札の参加申請は1者で落札率については95.9%となっております。続きまして、議案第2号別紙で説明をさせていただきたいと思っております。議案第2号別紙資料の①をご覧くださいと思います。ここで資料の訂正をお願いいたします(4)の工事概要中の⑤のV-ONU光受信機でございます。こちら104台となっておりますが、96台の誤りでございますので、ご訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。それでは資料1の①をご覧くださいと思います。今回の工事につきましては、平成13年度に整備した大瓜地区のテレビ共同受信施設の光化設備更新工事となっており、工事の施工場所につきましては大衡村大瓜辺地内でございます。工期は議決後の翌日から令和7年3月21日までとなっております。テレビ共同受信設備の主なものにつきましては、工事概要の①のUHFアンテナから⑧の高速避雷器となっております。次のページをお願いいたします。議案第2号別紙②についてでございます。工事施工場所は大瓜辺地の区域図となっております。こちらが工事の区域となっております。次のページをお願いいたします、次のページ議案第2号別紙③をご覧くださいと思います。概要図のとおり図の下の方が現状でございまして、上の方が光ケーブルに変えたものの状況図となっております、概要図のとおりですね従来の同軸ケーブルを光ケーブルにそれに関連いたしまして光送信機等ですね光分岐器、光受信機等に光対応の設備に変えるものでございます。光ケーブルにつきましては、基本的にこれまで同様ですね電力柱とNTT柱を利用するものとなっております。次のページの議案第2号別紙④をご覧くださいと思います。こちらの図につきましては各ご家庭の図となっておりまして、左側ですね現在の状況から、改修後右側となっております。こちらにつきましては、各ご家庭のこれまでの保安器を光受信機に変えることによりまして、電源確保のため宅内工事とも必要な場合がありますが、個別の状況に応じて対応することといたしております。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。石川敏君。

11 番（石川敏君） 今回の大瓜地区のテレビの共同受信施設更新工事ということでやっとスタートすることになりまして御礼いたします。2ヶ年に亘る改修工事になるわけですが、でも工事内容について確認したいと思います。基本的には今までの同軸ケーブルを光ケーブルに移し替えるということで、あと各このそれに伴った設備関係も交換するものが出てくるとは思いますけども基本的に受信するものになるアンテナの場所とかなんかは変わらないという話ですけどもそういった部分については概要の中ではUHFのアンテナ1器となっていますけども、その部分が更新になるものかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。それから内容についてはあの工事内容について、どういったような各組合設置していますけども個別の家庭の中でどのような作業工事が入ってくるものかやっぱりあの皆さんのわからない状況だと思うんです。現状としては、ですんで先日あの組合の総会あったんですけども出席した方も少なかったもんですから工事の内容について関係する方々にどういった工事ですよという説明をきちんとやっていただきたいと思っています。やっぱり今回の内容にその話は従前にも話していましたが、まあ説明会工事に入る前にしますよという話も言われていますけども具体的にどの時期になるかわかりませんが、その辺の見通しですね、まず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。1点目の施設の更新ですね、どの程度までなのかというご質問かと思えます。こちらの資料の方にはありますとおりですね。主な設備につきましては、ご指摘のUHFアンテナ他光関係の関連設備の更新工事でございます。電柱とですね、つきましては既存のものを使えるものはそのまま使用するというようなことございまして基本的には、その光化にすることによって付属の設備等の更新工事となっております。あとはあの個別に宅内等の工事が生じる場合もありますけれどもまあそちらは個別の状況を確認しながらですね進めてまいりたいというふうに考えてございます。2点目事業内容の地区への説明ということでございますが先般村長も出席いたしました地区の組合の総会ですねそちらの中でも事業の概要につきましてはご説明させていただいたところでありまして当日出席された方も少ないということでございまして組合側からですね、再度組合員に対する説明をお願いしたいということもありますので、まあ本契約になりましたら事業者等も含めまして改めてこの事業の概要につきまして周知をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 石川敏君。

11 番（石川敏君） 内容の説明についてはですねやっぱり各家庭においての作業的な更新するものはないのかなと思いますけども具体的にいつの時期からなってくるのか、あるいは完了する見込みが来年度末までの工期になっていますけども。ある程度のこう長い期間必要するようになると思うんですけども具体的なそういった時期もあの示していただきたいと思うんですよね。従来の説明では、いろいろ今架線している電力柱とかN T T柱を借りて配線してるもんですからそういった関係の手続きもある程度の期間用するっていう話ありますので具体的にいつ頃から入って各家庭の作業はこのような予定になりますよっていうのお話ししていただきたいと思うんですよね。そういった部分が皆さん関心ありますので。まずそういうことをぜひ考えていただきたいと思います。それから工事費の費用の部分です。もう1点は、今回辺地債使って、あと村の経費、それから受益者負担も出てくる予定になってますけども受益者分担金については条例改正やりまして納付が年3回でしたかねということでの納入していただくということになってますが、一番は額ですね。金額果たして1件当たりの額がいくらになるものか皆さん関心あることなんですけども従来、前回の総会でのお話では1戸あたり約2万くらいって抽象的な話ししか言われてませんので具体的にいくら金額になるのか全体として、ここの負担金も額もですけども組合全体としてどの程度の負担になるかってことも当然考える必要がありますので、そういった部分も含めてですね具体的にあの予算的には次年度の予算になってくるのかなと思うんですけども具体的な分担金の金額についてどの程度の金額になるものか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。固定的なものにつきましては今のおっしゃるとおりですね電力柱とN T T柱あのこれまで同様利用させていただいて更新工事を進めるということになっておりますのでこの電力柱とN T T柱こちらに添架する出力の申請作業っていうものがありましてこちらがですね申請してみないと相手方の処理の状況もありますので現時点では半年ぐらい見ておるわけですけども、そちらが最大半年位というふうに見ておりましたして実際工事に入るのは夏過ぎ、秋口ぐらいかなっていうふうを考えております。実際その半年ぐらい見てるその電力柱とかN T T柱の申請の手続きが早めに終わればですね早めに終われば、その順次作業の方に取り掛かりたいというような考えでございまして工期的には来年の3月までは見ておりますが、可能なんであれば年内ですね、工事の方完了、その状況を工期内まで状況を見ながら不都合等ないのか

と言ったところですね。確認しながらこう進めていきたいなっていうふうに考えてございます。もう一点の負担金の関係でございますが前回、総会の席上でもお話をさせていただいておりましたけれども、現時点で考えておりますのが 20,000 円前後っていうのは抽象的だっていうふうなお話ではございますが平成 13 年当時のですねこの時の受益者負担金って言いますのが 48,000 円と受益者負担としていただいております。今般、当時の事業費等も違いますけれども当時あの総務省の補助事業を活用して整備しておりました。今般ですね言われるとおり辺地債を活用しての事業と計画させていただきました。こちらが辺地債の充当が 100%でそのうち国税措置が 8 割ほどとなっておりますのでこれらも勘案して、だいたい組合あたり 95 世帯加入でございますのでまあ 2,000,000 円弱というふうに考えております。この辺につきましては後ほど先ほどお話ししましたけれども組合員さん方への説明やら打合せ等もございますのでその辺ですね詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 石川敏君。

11 番（石川敏君） まあ具体的な分担金の金額についてはこの場でどうのこうのっていうことではないですけどもまあ予算審議の中でも出る話かなと思いますけども、おおよそ 1 件あたり 20,000 くらいって皆さんもそういう認識は持っておりますので前回よりもだいぶ低い金額になってますけども。維持管理経費については多分従来よりはかかってくる見込みなんですよ。電力柱なり N T T 柱借りて添架しているわけですのでその使用料も発生しているわけです。今でもそうですけども。それただありませんのでそういった部分はあの組合の方で毎年の維持管理費別途集金して当ててるわけですけどもそのようなのを維持管理経費が多分今までよりは、かかるだろうってな見込みでこう話されていますので組合としての予算的な部分もどうするかってことも管理ありますのでぜひそういった部分については個人から当然あの集金ってことになりますけども組合としての負担っていうことは場合によっては考慮する必要も出てくるかもしれませんのでそれも合わせて全体的な受益者の負担っていうことを出していただければというふうに思うわけです。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） 確かに電力柱、N T T 柱添架しておりますが、その添架料につきましては、ちょっと増加するというような見込みではありますけれども、それに伴って維持管理経費が増大するのでその辺を考慮して欲しいというようなご意見だと思います。

添架料については含めての維持管理費でございますが、その増加するだろうという見込みはあるものの今般のその光化にすることによって経年劣化しておった同軸ケーブルでこれまで組合員さんでも相当毎年のごようですね維持修繕をされてきたというふうにお聞きしておりますので、この辺につきましては維持修繕経費が光化することによって減るだろうという見込みもありますので全体的に組合員さんの経費って言いますかその負担感って言いますかその辺はあまり変わらないのかなというふうに考えておりますので、その辺も考慮しながら先ほど来言われている受益者負担金のほう色々協議をさせていただきたいと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 次に遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 石川議員と同じ質問になりますけどもこの受益者の負担だいたい 20,000 円。100 世帯から 2 万ずつ概ね 2,000,000。予想だろうけども例えば 10,000 円に下げる検討はされたことはありますか。その 1 点だけお聞きします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まあ受益者負担の考え方でございますけれども先ほどの石川副議長のご質問でもお答えしましたとおり平成 13 年度の総務省の補助金を活用した事業の負担がベースとなっております。当時の村の負担額に対する受益者負担割合というのがだいたい 23%ほどとなっております。これらをベースにして考えると、トータル 3,000,000 ほどにはなるわけですが、この試算において一旦組合の役員さん方にご説明をさせていただいたところ、先ほど石川副議長おっしゃるとおり組合の維持管理もなかなかままならない部分もあるということで、組合長さん含め区長さんです、村長の所にその受益者負担金の考え方を考慮して欲しいというご要望をいただいた上で、そこから現時点でトータルで 2,000,000 弱で 20,000 円というふうに考えてたところでございます。10,000 円って言いますのは総事業費に対する負担割合が少ないのかなというふうに考えておりますので、それらも含めて現時点で 2,000,000 弱程でございますのでそこからさらに半額程度というようなことはちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。遠藤昌一議員。

9 番（遠藤昌一君） 課長が 3,000,000 でやろうと 2,000,000 でやろうと難しい話出てますけども障害のためにアンテナ設置してるわけですから本来なら 0 でも良いですよ。もう少し検討してその 2,000,000 にこだわらないで思いきった考えで 10,000 にしたりとか。

課長の判断ひとつでできないと思いますけども。いろいろ村長と協議しながらやっていくのも一つの方法だと思いますけども。どうですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 負担金の受益者負担金の考え方ってということでございます。先ほどお話したとおり当初の当時平成 13 年頃の受益者負担率を考慮して当初 3,000,000 ほど想定しておりましたけれども組合長さん方からご要望もいただいた上で現時点で 2,000,000 程度というふうに考えてございます。受益者負担のあり方って言いますか、その考え方もございますけれども今般村の事業として進めさせていただくことになっております。他県の全国的な難視聴対策って言いますかそういった事業を見えますと、公共団体が事業主体となってやる事例というのはなかなか極端に少ないというふうに聞いてございます。一番多いのはその組合施行で実施するというようなことでございますので、まあそうしますとこう全国的なその受益者負担のあり方といいますが、そういったものも多少は必要であるというふうに思っておりますので、今後ですね組合さん方とさらに協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 工事概要についてお伺いします。先ほど⑤のV—ONUですか 104 台から 94 に変更ってお話しされたと思いますけど、これはあの組合員数そのぐらいだということで 94 っていう理解でよろしいのか、また⑥番に 24 芯光ケーブルメッセン付きてありますけどこのメッセン付きて何を言うのか教えていただきたいと思います。また⑧番に高速避雷器ってありますけども、これはどこについてこの 2 個で足りるのかどうかちょっと疑問に思ったもんですからお伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず 1 点目の⑤のV—ONU、これ光受信機でございまして 104 台とありましたけど 96 台にご訂正方をさせていただいております。実質組合員数につきましては 95 世帯でございまして 1 台予備というふうに考えてございます。この 24 芯光ケーブルのメッセン専門的に分かりかねるところありますけれども、こちら現時点での同軸ケーブルを代わりになるという光ケーブルに変えさせていただくことで想定しております。あとは高速避雷器これこちら 2 個ってということでございますが、こちらは設計上 2 個で足りるというふうなことでございますが説明資料の③をご覧くださいと思います。こちらですね光送信機とあります。この光送信機ってというのがこの

図の上の部分の左の方に黒の点線で囲ってる部分がございます。こちらが光送信機の部分でございます、こちらと同じような位置に④の電源供給機器っていうのがあります。こちらの光送信機と電源供給機器の間に開きを設けるものでございます。現時点でこの2機で対応できるというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） メッセン付きというのは何だかよく説明がなされないんで理解できないんですけど、あのどういうふうなものっていうふうに理解してるんですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 認識してございません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） よく理解してないということですから後で教えていただいでよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） はい。契約は案件ですので3点確認します。1点は12月12日に広告したものの1者だけの申し込みであったと。特殊性あるのか専門性があるのか、その辺担当課としてどのようにこの結果を捉えているか。2点目は条件付き一般競争この条件と1者だけ結果として1者だったわけですけども総合評価の項目、簡単に結構ですので説明いただきたい。あと3点目は1月25日入札執行したわけですけどもこれホームページ見ますと公表されていませんけれどもこれなんか理由があるのかこれ以上3点お願いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。まず1点目の12月12日広告をさせていただいた中で参加申請された方が1者ということについての所見でありますけれども実際の今回の入札に参加された事業者さんは1者でございました。この広告期間さらにもう1者ほど問い合わせ頂きましたけれども結果的に1者のみの参加っていうふうになったものでございます。あとは条件付きの結果です。採点項目につきましては、こちら条件付きの一般競争入札で総合評価落札方式をとってございます。こちらのまず価格点っていうのがございまして、こちらが80点あとは価格以外の評価点ということで満点で25点で合わせまして105点が満点ということでございますが、今回の受け事業者であるNHKテクノロジーズさんにつきましては総合評価点で85.250点となっております。

す。あともう1点3点目のご質問で入札の公表がされていないのではないかという点につきましては現在仮契約という状況でありますので本契約になりましたら公表をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1者だけの申請に総合評価その評点の関係は理解86.25ということで理解しましたが、あの従来入札執行した場合は仮契約議決をもって公表するホームページ等の公表は議決後の公表を今までとってきたのか最後にそれだけ確認します。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 公表のあの基準につきましては契約締結後となっておりますので今回の案件につきましては本日議決をいただきましたら公表をしたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 他に質疑ございませんか。

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第3号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第3号、令和5年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案第3号別紙でご説明申し上げます。1ページご覧いただきたいと思います。令和5年度大衡村一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算にかかる補正にかかる規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,171万5,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,535万2,000とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので6ページご覧いただきたいと思います。歳入です。16款2項1

目総務費国庫補助金 2,171 万 5,000 でございまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。続きまして次のページお願いいたします。歳出でございます。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 2,171 万 5,000 こちらにつきましては説明記載の給付金の予算でございます。3 節職員手当等が 200,000 円、職員の時間外勤務手当、あとは 12 節委託料につきましては、システム改修費となっております。18 節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載の給付金でございまして、こちらは全額先ほど歳入でご説明申し上げました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

次に 4 目障害者福祉費 528 万 8,000 円の増でございます。こちらにつきましては、障害者地域生活支援事業にかかります 12 節委託料と 21 節の補償補填及び賠償金で平成 30 年度から令和 5 年分までの基本相談業務と機関相談業務にかかります消費税分にかかる予算の計上でございます。

次のページお願いいたします。13 款 1 項 1 目予備費でございます。528 万 8,000 円の件でございます。こちらにつきましては財源調整でございます。次のページに給与費明細書を添付してございますので後ほどご覧いただきたいと思っております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

4 番（小川克也君） 非課税世帯への給付金についてお聞きしたいと思います。国の事業として昨年度も昨年ですか。同様の住民税非課税世帯へ給付しております。今回も事業名が非課税世帯等の生活給付金であり、前回と事業名が似ていることから住民も混乱すると思っておりますので対象者の説明と申請の方法、支給時期、また、いつまで村内に転入された方が対象となるのか 4 点伺います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず名称の関係ですが、非常に今までと似通っておりますので住民にも理解できるように説明の方は努めたいと思っております。なお非課税世帯等となっておりますけれども、今回の基本的な世帯への給付は非課税ではなくて、均等割のみ課税の世帯ということになります。あとは非課税世帯と均等割のみの課税世帯に対する子供を扶養している場合の子供の加算ということになります。あとは基準的なものは 12 月 1 日に住民基本台帳に登録されてる世帯ということになりますので、それ以降に転入された方とは対象外となるものでございます。支給の時期ですけれども 2 月の下旬になる

かと思いますが、こちらの方からあのご案内、いわゆるその非課税の方で子供がいる世帯ってのは非課税世帯すでに給付されてる実績があるので、そういった方はプッシュ式ということになりますけれども均等割のみ課税世帯ってというのは、今までちょっとしたことがないので、あの口座とかが不明ということもあって、そちら確認でき次第、支給というふうな状態になるかと思われま。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 申請方法もお願いします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） こちらからのご案内をして基本的には郵送での申請ということになるかと思われま。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 対象者には確認書として郵送するという形だと思うんですが、これまでいろいろな給付金制度ありました。一番心配されるのが部外者からの勧誘なりそういうあの特殊詐欺についての防止対策村としてはどのように取り組んでいるのか、その件もお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 今までいろいろな給付金等ありましたけれども、その都度特殊詐欺等こういった給付金に対する詐欺等にはご注意くださいというようなチラシを作ったりですとかあの申請書の方に一言入れたりですとかそういったことをしてきましたのでまあこの事業も同様にそういったような対策を取りたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 先ほど答弁漏れがありましたので3回目といたします。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 非課税世帯に対しての給付金であります。村で先ほど全協で何件か把握しているわけでありま。今後あの非課税世帯、先ほど村はそういう世帯がないという説明でありましたが、今後家計が急変する世帯に対して、村としても国でこういう制度があるのであれば上乘せして支給していくのも良いのかなと思われま、その辺についても村長からもお聞きしたいと思いますか。

議長（高橋浩之君） 村長答弁できますか。村長。

村長（小川ひろみ君） 国の支援として、このような給付制度何回か続けてされてお。

やはり国の岸総理が異次元の子育て支援ということでこのことありますし、やはり今

大変なのが非課税世帯の方々だという意味での給付だと思っております。今の段階で大衡今の財政状況の中ではちょっと難しいかなという状況でありますので、今後加算とかです大変な方々へ、そして子育て世代の方の支援ができる状況になればやるような考えでまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次、石川敏君。

11 番（石川敏君） 私もちょうと確認したいんですけどあの対象者ですね。給付の対象者今回は住民税の均等割だけが課税されてる人ということで所得割が課税されてない方ってことになりますよね。今まで従来この給付金何回かあったんでしょけれども住民税非課税者ということで均等割も所得割も両方とも課税され両方とも非課税の方が対象ですよ。ということで分かりにくいような対象者の絞り方かなっていうふうを感じるんですけども、今年度も5年度も給付やってますけども、今回の給付されてる方、対象者当然重複はしないわけですね。ってのは、その辺確認したいと思います。それからこういった給付やって該当者の方々に周知通知するわけですけども、事務処理の仕方としていろんな電算のシステム改修とかその都度いろんな制度変わってますので利用してる部分、今まであったと思うんですけども。今回については、そういったことは生じては来ないんでしょうか。どうなんですか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 今議員からご質問あったとおり、今まであの非課税世帯には毎年度このところずっとあったわけですけども今回は均等割課税のみの世帯になりますので非課税世帯とは重複する世帯はございません。システム改修の関係ですけども予算の方にも計上させていただいておりますが33万円ほど委託料として計上させていただいております。こちらはですね、税システムの方のあの回収ではなくて税理システムから給付金のシステムの方へ連携を図ったりですとか振込の情報をきちっと管理するためのシステム改修というふうになります。

議長（高橋浩之君） 石川敏君。

11 番（石川敏君） 理解いたしました。ちょっと参考までに非課税世帯への給付金今まで何年間にわたってあったと思うんですけども、その年度ごとに対象の世帯数って今現在もし分かっているならば伺いたいと思いますが。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まずあの令和3年度子育て世帯の非課税世帯に対する臨時特別給付金、こちらが世帯当たり100,000万円というのをやっております。その他ですね令和4年度も非課税世帯への給付金1世帯あたり100,000円。追加で非課税世帯への価格高騰支援の給付金ということで5万円。あとは給付ではございませんが福祉灯油費支給ということで、こちら是非課税世帯へ1世帯あたり6,000円っていうのを4年度にやっております。あと今年度が非課税世帯1世帯あたり3万円と1世帯当たり7万円っていうのをやっております、あとは今回計上しております均等割の世帯とあとは非課税均等割り世帯の子供加算っていうのになります。

議長（高橋浩之君） 課長、戸数まではわかるんですか。

健康福祉課長（金刺隆司君） 一番最初に言った子育て世帯の非課税世帯臨時給付金非課税371世帯に世帯あたり100,000円。次の令和4年度非課税世帯の給付金1世帯あたり100,000円ちょっと資料の方にございませんで世帯数は分かりかねます。福祉の方の灯油の購入支給こちらが非課税世帯292世帯分です。令和4年度が416世帯に給付しております。だと令和5年度の30,000円が367世帯あと70,000円、こちらがまだ現在の途中でございませけれども支給が383世帯というふうに支給しております。

議長（高橋浩之君） 副村長退席です。石川敏君。

11番（石川敏君） 3年間継続で給付金出てますけどもこれからの見込みはちょっとわからないかもしれませんが。どうなんですかね。次年度以降も今の状況で継続されるのかどうか分かりませんが全部国の制度ですけども。各自治体でのいろんなそういった制度的には持っていけない部分あるかと思うんですけどもね。実際的には財源も全部国費ですので基本的に。住民側から見れば非常にある面不公平ではないのかなという部分もあると思うんですよ。非課税の世帯だけがずっと対象になってるって事では。村として当然こういった制度には対象にはならないと思いますけどもそうじゃない方々の部分もやっぱり考慮する必要はないのかどうか、その辺どうなんでしょうかね。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） はい。コロナ禍になってから様々なその給付金と国の施策でございませけれども。村の方でやっております一番最初にやったのが1人当たり100,000円っていうので住民に対して支給したっていうのが多分一番最初のかなというふうに考えております。その他農家さんであったりですとかあとは毎年その全世帯にその商品券とかそういったのも村としてはやっているところでございまして、全てその

コロナの方の給付金だったりですとかいわゆる今回の同じように地方創生への交付金そういったものを活用しての支給でございますが、やはり議員おっしゃるとおり最近非課税の方が主だった給付にはなっておりますけれども、令和4年度の方では、いわゆる売り上げが減少している企業様への給付であるとか、農家さんの米価下落ということで水稲 10a あたり 4,000 円の支給だったりですとか、あとは飼料の高騰ということで牛を買われている農家さんに対する乳牛 1 頭あたり 10,000 円ですとか繁殖牛 1 頭あたり 5,000 円、こういったこともしております。全額するとなかなか結構いろいろやってるわけでございますが、これからも国のそういった何かその支給に対する政策もございましたら事務等滞りなくしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 全員協議会で説明いただいて理解してるわけですが、本会議ですので確認の意味で質問いたします。3 款 1 項 4 目の障害者福祉費 528 万 8,000 円の追加の具体について事務担当課の説明をお願いしたいと思います。12 節 21 節ですね。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず 12 節の委託料の方でございますがこちらは今年度分に関わる基本相談事業委託と機関相談事業委託に関する消費税分こちらを変更契約するための委託料分でございます。21 施設補償の方ですけれどもこちらは過年度分の本税 5 年分及びそれに関わる延滞税としまして 437 万 5,000 の計上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 過年度分の支出を要した理由を伺います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 令和 5 年の 10 月 4 日付で厚労省通知により障害者相談支援事業について、消費税の課税対象である旨の通知がありまして、この通知を持って本村では誤りに気づいたということでございます。こちらの謝りについて、当村だけではなくてあの黒川 4 町村ちょっと関わりがある委託事業もございましたので、委託している社会福祉法人と 4 ケ町村で協議の上、誤りは誤りでございますので福祉協議会の方には修正申告をしていただくようにご理解を求めまして、今回このような補正計上となったものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） この問題はあの全国的に報道されておるわけですがけれども適正に納税課税事業として納税してきた自治体も全国的にあると理解して良いのか最後に確認します。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 全国的にも県内もそうですけれども、きちっとその課税事業であるというふうに認識をして課税事業で契約している自治体もございます。また本村のように認識的に誤って非課税として契約をしている、10 月 4 日付の通知によりそれぞれ気づいたという自治体も多くあると認識しております。今回職員の認識不足により誤った事務手続きを長年にわたり続けておりましたことを深くお詫び申し上げます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

〔損害賠償の額を定め、和解することについて〕

議長（高橋浩之君） 日程第 6、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案書 7 ページをお願いいたします。報告第 1 号、専決処分の報告について地方自治法第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。次のページ 8 ページをお願いいたします。専決処分書、損害賠償の額を定め、和解することについて損害賠償の額を下記のとおり定め和解することについて地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものでございます。1 相手方は個人の方で別紙で補足説明資料に記載しておりますので後ほどご覧いただければと存じます。2 の事故の概要ですが、相手方は、令和 5 年 11 月 3 日午後 2 時 30 分頃大衡村駒場字阿園 329 地先の村道寺前坂下線から県道石巻鹿島台色麻線に左折する際に、路面の段差でアンダーカバー及びマフラーが損傷したものでござい

ます。3の損害賠償の額、その他の和解内容でございますが、損害賠償額が9万35円でございます。その他、大衡村と相手方は、本件事故に関し上記損害賠償金以外には何ら債権、債務がないことを確認しております。なお、専決処分日は令和6年1月18日でございます。次に次のページの報告第1号別紙をご覧ください。事故の発生場所は別紙の赤丸でお示ししている箇所です。両側の写真のとおり轍による段差が原因でアンダーカバー及びマフラーを損傷したものでございます。村では、職員による毎月1回の道路パトロールと現場に出た都度を実施している随時パトロールに加えまして令和5年度からは業者委託し、パトロールを強化していたところではございますが、このような事故が発生しましたことは遺憾であり、道路管理者としてお詫びを申し上げるものでございます。申し訳ございませんでした。改めて緊張感を持ったパトロールの実施と、こまめな維持補修を行うなど事故防止に努めてまいります。相手方の被害額につきましては、18万70円でしたが相手方にも安全運転義務が生じることから過去の事例等を参考に協議した結果、各々の責任割合を5割金額で9万35円とすることで相手方と和解をしたものでございます。なお、当該箇所は既に補修済みであり損害賠償額9万35円につきましては村加入の保険で対応するものでございます。以上報告とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第1回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午前10時47分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員